

平成28年第9回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成28年9月16日(金) 午後2時
- 2 場 所 美祢市勤労青少年ホーム 2階 大会議室
- 3 出席委員
- | | | |
|-----------|------------|------------|
| 議長 山本 正二 | 1番 永富 典雄 | 2番 野村 久幸 |
| 3番 藤井 英雄 | 4番 野尻 涉 | |
| 6番 安部 好恵 | | 8番 安富 法明 |
| 9番 三好 堯 | 10番 俵 薫 | 11番 平嶋 康秀 |
| 12番 三好 睦子 | | 14番 田口 幸雄 |
| 15番 松原 正晴 | 16番 石田 健治郎 | 17番 中島 紘一 |
| 18番 井上 道雄 | | 20番 阿座上 五六 |
| 21番 原田 一馬 | 22番 | 23番 井町 哲 |
| | 25番 篠田 巧 | 26番 岸 英法 |
| 27番 三戸 勲 | 28番 山中 佳子 | |
| | 31番 野村 孝 | |
| 33番 井上 兼夫 | 34番 伊藤 新司 | 35番 伊藤 太一 |
| 36番 桑原 正彦 | 37番 山本 正二 | |
- 4 欠席委員
- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 5番 吉村 信男 | 7番 馬屋原 眞一 | 13番 大野 龍男 |
| 19番 田中 剛二 | 24番 鮎川 幸彦 | 29番 中野 修 |
| 30番 藤岡 和文 | 32番 吉村 徹 | |
- 5 事務局
- | | | |
|------------|----------|-----------------|
| 事務局長 末藤 勝巳 | 主幹 中村 正寿 | 係長 篠田 淳也 |
| 美東総合支所分室長 | 長尾 加代子 | 秋芳総合支所分室長 三原 義男 |

事務局	午後 2 時開会 互礼。
議長	<p>只今より平成 28 年第 9 回美祢市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は 36 名中、28 名で定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。尚、欠席委員は 5 番 吉村委員、7 番 馬屋原委員、13 番 大野委員、19 番 田中委員、24 番 鮎川委員、29 番 中野委員、30 番 藤岡委員、32 番 吉村委員。以上でございます。それでは美祢市農業委員会議規則第 16 条第 2 項の規定による議事録署名委員を私の方より指名したいと思いますが、よろしゅうございますか。(はいの声) ありがとうございます。それでは議事録署名委員を指名いたします。10 番 俵委員、21 番 原田委員。宜しく願いいたします。今度の台風が、いたずらをしないことを祈っております。それでは議事に入ります。</p> <p>議事順位第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>2 件朗読。</p> <p>1 件目。耕作管理が困難な譲渡人が申請地の管理を長年、依頼している譲受人に対し贈与するものでございます。譲受人については耕作地を効率的に耕作、管理しており農業に従事することが認められるため農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>2 件目。不動産管理が困難な譲渡人が譲受人に対し売り渡すものでございます。譲受人は新規の農地取得となります。今後の利用については田については稲作、畑については自家野菜、果樹等の作付け管理を行う予定で農機具については近隣に在住する妻の実家からと地域で共用しているものを借用されるものでございます。以上でございます。ご審議のほど宜しくお願いいたします。</p>
議長	ありがとうございます。1 番の件ですが先月 1 度行きまして農地の確認が、ご本人から出来ませんでしたので今月の現地調査で行きました。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
20 番	私と井町委員、山本会長、事務局、そして担当地区の委員さんで現地調査を行いました。1 番ですが会長さんが言われました通りでございます。問題ないと思いますので宜しくお願いいたします。

議長	2番につきましては新規取得でございますので現地調査は行っておりません。委員の皆さんより何か、ご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第1号は原案の通り決定いたします。 続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。番号1から4を一括して事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	4件朗読。 1件目から3件目につきましては同一事業ですので一括して説明させていただきます。1件目から3件目の議案書の転用目的、パネル設置面積について修正の申し出がございましたので修正願います。640㎡の箇所を1,625.04㎡に修正願います。 1件目から3件目。申請地は●●●●●から北東に1kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請人は●●●●●に本店を置く太陽光発電事業者です。申請地を取得し売電事業を行うため田と周辺原野等を一体利用し最大発電出力49.5キロワットの太陽光発電施設3区画を設置するものです。尚こちらにつきましては現地調査の際に申請地の一部(資料: 右上)が●●●●●●●の所有の道路となっており、こちらの通行権の問題がありましたが現地調査の後日に承諾をとった旨の報告と承諾書の提出がございましたので報告いたします。尚この案件につきましては農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。 4件目。申請地は●●●●●●●から北に300mの位置にある公共施設から近距離の第3種農地です。申請人は1件目から3件目と同一の●●●●●●●に本店を置く太陽光発電事業者です。今後も●●●●●●●を中心とした太陽光発電施設を設置する計画をしているため交通の便が良い申請地を取得し業務用倉庫1棟と業務用車両駐車場4台分を建設し進入路を設置するものでございます。この案件については農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほど宜しくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。

23番	23番、井町です。1番、2番、3番ですが、ここは除外申請も出ておりますし問題はないと思います。4番ですが問題はございませんが最後に現地確認だけはお願いをするということで岸委員さんをお願いしております。
岸委員	●●●●番の申請地、ならびに●●●●番、●●●●番を県道から下りてきた所に赤線がないので会長の方から境界を確認しておくようにという話でございました。それで9月12日に申請人の●●●●さんと●●●●さん、両者立ち会いのもと確認をとって境界の所に杭を打ち込みました。当日は、お互い立ち会ったという写真を撮って現像が出来次第、双方にお渡しすることにしております。双方合意の上、確認をしたということでございます。
議長	ありがとうございます。1番、2番、3番につきまして地元委員より何か、ご意見ございましたらお願いいたします。
25番	25番、篠田です。1番、2番、3番につきまして問題ないと思います。以上です。
議長	ありがとうございます。委員の皆さんより何か、ご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声)それでは採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第2号は原案の通り決定し諮問会議に附します。 続きまして議事順位第3 議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請について議題といたします。番号1から3を一括して事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。
事務局	3件朗読。 1件目。申請地は●●●●●から東に1.8kmの位置に所在します。平成28年2月8日付けで太陽光発電施設設置の目的で農地法5条の転用許可がされておりますが申請の際、全て同一の型式の太陽光パネルを設置する計画でしたが許可後にパネルの半数を性能の異なるパネルに変更したため設置パネルが全体から8枚減り、設置位置を変更したいという申請でございます。現在の進捗状況はフェンスの設置等を残した90%程度ということでございます。 2件目。申請地は●●●●●から北東に700mの位置に所在します。田としての耕作管理が困難という理由で平成27年4月2

	<p>8日付けで植林の目的で農地法4条の転用許可がされております。許可の際は、桧と杉での植林を申請されておりましたが杉をケヤキに変更したいということで●●●●に申し出られたところケヤキは枝が広がるため3m～5m程度の間隔を取る必要があることを助言されたため植樹の本数を少なくし変更されるものでございます。現在の進捗状況は70%とのことでございます。</p> <p>3件目。申請地は●●●●●から南西に1.6kmの位置に所在します。近隣で行う親族の住宅工事等で出た残土の盛土による畑地造成事前報告書を平成28年4月7日付けで受理しておりますが予定より残土が出ず搬入が出来ず、全体の土の盛高を低くしたいという申請でございます。現在の進捗状況は70%とのことでございます。以上でございます。ご審議のほど宜しく願いいたします。</p>
議長	ありがとうございます。地元委員より何かございましたら、お願いいたします。
27番	27番、三戸です。1番ですが事務局から説明がありました通りパネルの変更等があったようです。問題はありません。
28番	28番、山中です。2番ですが●●さんより相談を受けまして私も現地を見て回りました。事務局から説明があった通りで問題ないと思います。
33番	3番ですが問題ないと思います。
議長	ありがとうございます。委員の皆さんより何か、ご意見ございましたらお願いいたします。
12番	3番ですが盛土の搬入が困難で変更ということで盛土高が低くなる場合も申請を出すのですか。
議長	そうです。実際の計画と同じ様な工事が行われない時には当然、計画変更届を出さなければいけません。●●さんの息子さんが増えてられる家の宅地造成で出た土を、お父さんの田に盛土をして高くするということでした。最初の計画が、かなり高かったのですが実際に工事を行ってみたら、そんなに土が出なかったということで変更になったということでございます。
11番	低くなったということは盛り土が、きちんとしておれば例えば計画で2m整地するとし実際には1m50cmぐらいしかないといっても申請はいるのですか。個人でやれば、どのぐらいの土が均一して何mぐらいになるとか、おおよそのことしか出来ないの

	<p>ではないかと思えます。極端に盛り土が出来なかったというなら分かりますが1 mぐらい下がっても畑地に造成出来ますよというのならいいのかなと考えます。</p>
議長	<p>今回ののは、かなり少ないです。申請と実際の違いについて事務局お願いします。</p>
事務局	<p>当初は平均高1.5 mであったものが変更後30 cm均一でということです。変更届を出す必要があるでしょうかということで申請者よりございましたので、こちらが依頼した次第でございます。変更届を出されなかったら完了届が出た時点で、まだ完了していないのではないかとということで事業計画変更、延長どちらかを出していただくようになります。</p>
11番	<p>完了届は写真と書類ですか？また現地を見に行くのですか？</p>
議長	<p>完了届があまりにも違っている時には現地に参ります。1番の●●●●●●●●●●の場合は完了届が出る前にパネルの設置方法が違うようだからということで先月、現地を確認に行きまして変更届を出すように指導をしております。完了届が出た場合、あまりにも違えば現地調査にも行き変更届を出すように指導をいたします。普通、完了届は計画通りに完了した時に完了届が出ます。あまり今回のようなケースは多くはないと思っております。それと、あと変更届が出るのが期間が変わった時に出すようになっています。これは件数的にも出てくると思っております。他にはございませんか。</p>
20番	<p>20番、阿座上です。地元の委員が調査といいますか見る必要があるんですね。</p>
議長	<p>そうです。実は皆さんが持っておられる身分証明書の中には立入調査権がついております。農地の問題に関しまして何か不思議な点がある時には皆さんが持っておられる身分証明書を提示しましたら、その農地に立ち入って調査をすることが出来ます。農業委員は、そのような特典があります。昔その話を、お巡りさんとしました。礼状がないと入れないという話でしたが農地に関しましては、そのようなことが出来るようになっておりますので是非いろんな案件についてチェックだけはしていただけたらというふうに思っております。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第3号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>

議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第3号は原案の通り決定いたします。</p> <p>続きまして議事順位第4 議案第4号 農振法に基づく農用地区域の除外申請について議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>1件朗読。</p> <p>1件目。申請地は●●●●●から南西に3kmの位置にある農用地区域内農地です。資材置場、重機等を置かれるための除外申請でございます。以上でございます。ご審議のほど宜しくをお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
23番	<p>23番、井町です。別段、問題はございません。宜しくをお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より補足がございましたら、をお願いいたします。</p>
25番	<p>25番、篠田です。転用後に環境面に配慮していただけたら問題はないと思います。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員の皆さんより何か、ご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声)</p> <p>それでは採決に移ります。議案第4号につきまして原案の通り当番委員の報告による協議結果を意見として決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第4号は協議結果を附して市長へ送付いたします。</p> <p>続きまして議事順位第5 議案第5号 農地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>朗読。</p>

	<p>今回は貸し手さんが3名、受け手さんが2名でございます。4ページ目に内訳がございます。全体で8筆ということでございます。受け手の2名が認定農業者でございます。市の基本構想にあります全て効率的に利用すること、また常時従事することが認められるため農業経営基盤強化法の第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員さんより何か補足説明がございましたら、お願いいたします。</p>
25番	<p>25番、篠田です。借り手の方も熱心に行っておられますので、いいことではないかと思えます。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員の皆さんより何か、ご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思えます。議案第5号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第5号は原案の通り決定いたします。続きまして報告事項に入りたいと思えます。議事順位第6 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>1件朗読。 1件目。先程の3条許可申請でありました2番目でご審議いただいた件の土地でございます。貸付人の方が売却を希望してございまして買い手の方が見つかりましたため、この度、合意解約されたものでございます。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。合意解約でございますけれども委員の皆さんより何か、ご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>特に発言もないようでございますので報告第1号を終わらせていただきます。</p>

事務局	<p>続きまして議事順位第7 報告第2号 農地転用現況証明について議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p> <p>1件朗読。</p> <p>1件目。申請は3筆で●●●●番につきましては平成22年の豪雨の被災農地であります。農地として利用可能な状況でございました。●●●●番につきましては植林が行われ山林化しておりました。●●●●番●につきましてはカヤが繁茂しているため耕作放棄しているという申請でございましたが容易に農地に再生可能という状況でございました。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
20番	<p>20番、阿座上です。●●●●番ですが先程、事務局から説明がありましたように裏山が豪雨で崩れて土地をふさいだということです。●●●●番ですが昭和50年頃、耕作放棄され桧や杉を植林されたとのこと。●●●●番●ですが昭和50年頃、耕作放棄後、カヤや雑草等が繁茂しているということです。植林など話が出ましたが会長、農業委員会からの指導で田に影響が出ますので、このままということになりました。宜しくお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。簡単に補足説明をしておきます。3筆のうち1筆のみが非農地証明というふうになっております。どうしてかと言いますと普通は取り下げということで取り下げられる所もありますが、このままで証明を下さいということですので1筆のみ非農地ということです。他の所につきましては4条なり5条で申請をされれば農業委員会としては受けざるを得ませんので、きちんとした計画があれば許可は出来ますよという指導はして帰りました。地元委員さんより補足説明がございましたら、お願いいたします。</p>
3番	<p>別にございませぬ。只今の阿座上委員さんと会長の説明の通りです。</p>
議長	<p>委員の皆さんより何か、ご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。</p>
委員	<p>はい。</p>

議長	只今の報告第2号につきまして意見もないようでございますので終わらせていただきます。 続きまして議事順位第8 報告第3号 農振法に基づく農用地の軽微な変更について議題といたします。番号1、2を一括して事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	2件朗読。 1件目。申請地は●●●●●から北に3.5kmの位置にある農用地区域内農地です。農地所有適格法人の倉庫を建設するための農用地区域の用途区分の軽微な変更申請でございます。 2件目。申請地は●●●●●から北東に1.2kmの位置にある農用地区域内農地です。農地への進入路を設置するための農用地区域の用途区分の軽微な変更申請でございます。以上、報告いたします。
議長	ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
20番	20番、阿座上です。1番ですが問題ないと思います。2番ですが周りもきちんとしておられますので問題ないと思います。宜しくお願いします。
議長	ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたら、お願いいたします。
31番	31番、野村です。1番ですが特に問題ないと思います。
16番	16番、石田です。2番ですが特に問題はないと思います。
議長	ありがとうございます。2番の件につきましては実は造成が始められて1日目か2日目に見つけまして指導をして今は止まっております。報告第3号につきまして何か、ご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。
委員	はい。
議長	特に発言もないようでございますので報告第3号を終わらせていただきます。

事務局	<p>続きまして議事順位第9 報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書について議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p> <p>朗読。</p> <p>今回は●●●●●●と●●の2件の報告がございます。●●につきまして全体面積と構成員の面積が違います。構成員の要件を見るための様式でございまして、この他にも別の方の農地を耕作しているということでございます。必ずしも構成員の全体の面積と実際の経営面積が変わってくる場合がございますので、ご報告しておきます。法人の形態、内容、構成員、執行役員につきまして審査をいたしまして適正でありましたことを、ご報告申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員の皆さんより只今の報告に対し、ご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>特に意見もございませんようですので以上で報告第4号を終わらさせていただきます。</p> <p>只今より、その他の項に入りたいと思います。農業相談日の報告をお願いいたします。</p>
18番	<p>9月13日の9時から1名お見えになりました。当日の相談委員は篠田委員、原田委員と私でございます。相談者の方は●●の●●にお住まいの●●●●●●さんという方でございます。相談内容につきましては現在、自己管理地を業者に頼んで草刈りをされていますが高齢等の為できれば手放したいという、ご相談でした。状態は花木等が植えられているそうです。業者さんが入って草刈等をされているようですが現地が、どういう状況か分からないもので担当委員の阿座上さんへお願いをして後日、現地を確認してお話を聞いていただくようにして、お帰りになりました。ご足労ですが後日、阿座上委員さんに現地を確認していただければと思いますので宜しくお願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。阿座上委員の方から何かありましたら、お願いいたします。</p>
20番	<p>これから動く予定です。</p>

議長	色々、相談があると思いますので宜しくお願いします。それでは委員の皆さんより何か、ご意見等ございましたらお願いいたします。ありませんようでしたら事務局より今後の日程等につきまして報告をお願いいたします。
事務局	<p>今後の日程でございます。次回の総会は10月17日の月曜日、この場所で行いたいと思います。農業相談日でございますが10月11日の火曜日でございます。美祢地区につきましては平嶋委員さん、美東地区につきましては大野委員さん、秋芳地区につきましては井町委員さんです。宜しくお願いします。また現地調査ですが10月6日の木曜日を実施いたします。井上委員さんと今日、欠席しております田中委員でございます。お二人につきましては美東総合支所へ8時30分までに、おいでいただきますようお願いいたします。</p> <p>続きまして私の方から3点ほど、ご説明いたします。まず1点目。農地パトロール、利用状況調査ですが皆さん暑い中ありがとうございました。農地パトロールの時は暑くて草刈り等がされていなかった所があったと思います。それで最近、涼しくなりまして農地パトロールで草刈りがされていなかった所を草刈りされている所がもしありましたら農業委員会事務局に情報提供をお願いいたします。2点目ですが今日、配布しております平成28年度全国統一普及強調月間。これは農業新聞の普及活動のことになります。普及の強調月間といたしまして10月から11月が強調月間となっております。5月26日に全国農業委員会会長大会におきまして全国農業新聞の3ヵ年運動ということで毎年2部以上の新規申込をお願いするという事を決議いたしているところでございます。活動の実例等がございますので参考にされ普及活動のほうに、ご尽力していただけたらと思っております。それから農業委員会法第6条第2項第3号と書いてありますが旧法の方では第5号のことになります。平成28年に農業委員会法の第6条の第3項第2項に変わりました。そして見本紙、普及資材、特別資材の提供というのがございます。普及活動に行かれるにあたって手ぶらでは行けないという方もいらっしゃると思いますので見本紙、普及資材といたしましてタオル、軍手、ボールペンは用意しておりますが、その他に食器用スポンジ、エコバッグ等も用意されているみたいですので普及資材が必要な農業委員さんがいらっしゃいましたら農業委員会事務局、私の方まで申し出いただければ農業会議の方から取り寄せたいと思いますので宜しくお願いいたします。3点目ですが総会が終わりまして先月お配りいたしました意見取りまとめの協議をし、取りまとめをお願いするわけでございます。会議の部屋といたしまして、ここの部屋と1階の小会議室を用意しております。本日、農地部会長さんが欠席でございますのが野村孝副部会長さんと農業振興部会長さんと話し合われて1階のほうへ移動していただきたいと思っておりますので宜しくお願いいたします。以上です。</p>
事務局	互礼。

午後 3 時閉会。

議事録は正確なることを認め署名、押印する。

平成 2 8 年 9 月 1 6 日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

